【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	平成27年8月7日提出
【計算期間】	第25特定期間 （自　平成26年11月８日　至　平成27年５月７日）
【ファンド名】	明治安田外国債券オープン（毎月分配型）
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　石　川　昌　秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目４番７号
【事務連絡者氏名】	植　村　　吉　二
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目４番７号
【電話番号】	03-6731-4721
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①明治安田外国債券オープン（毎月分配型）は、日本を除く世界の債券に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益）の確保とともに信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国　　内	株　　式
	海　　外	債　　券
追加型	内　　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル（日本除く）	ファミリーファンド	あり（　）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　）	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	年4回	北米		
その他資産（投資信託証券（債券　公債））	年6回（隔月）	欧州		
資産複合（　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他（　）	中南米		
		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（債券　公債））
目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて、主として日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）
目論見書又は投資信託約款において、年12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本除く）
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除く。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド
目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：http://www.toushin.or.jp/）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：上限5,000億円
ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1.シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
※シティ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

≪シティ世界国債インデックス構成国≫（2015年5月末時点）

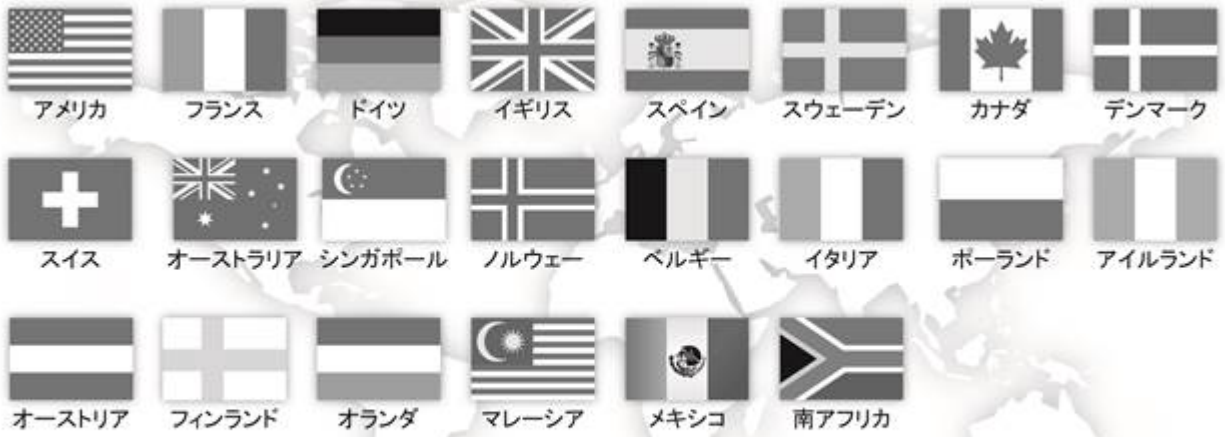

※ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国全てに投資するものではありません。
なお、ファンドは、シティ世界国債インデックス （除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマークは今後見直す場合があります。
※シティ世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

2.信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。
※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者(信用格付業者等)が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付が高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。

3.公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

4.実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(2)【ファンドの沿革】

平成14年11月18日　信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

平成21年４月１日　ファンドの名称を「明治ドレスナー外国債券オープン(毎月分配型)」から
「ＭＤＡＭ外国債券オープン(毎月分配型)」に変更
平成22年10月１日　ファンドの名称を「ＭＤＡＭ外国債券オープン(毎月分配型)」から
「明治安田外国債券オープン(毎月分配型)」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

※「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

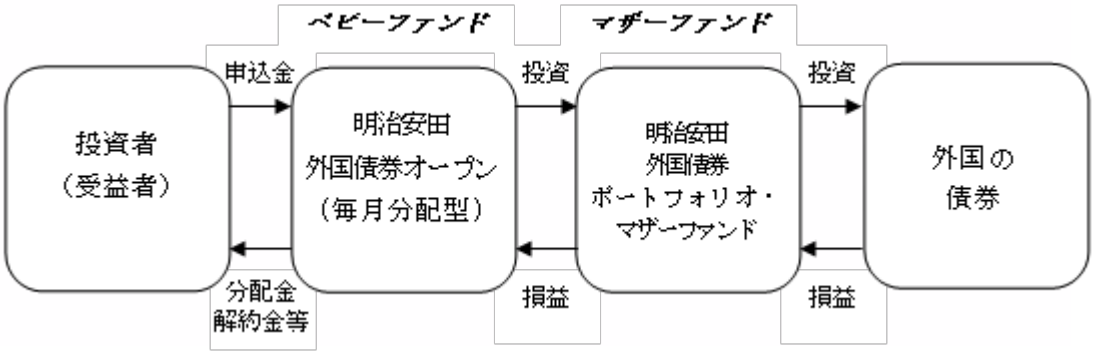

※損益は全て投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等及びファンドの関係法人

1.委託会社（委託者）　：　明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。

2.受託会社（受託者）　：　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
(受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3.販売会社
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

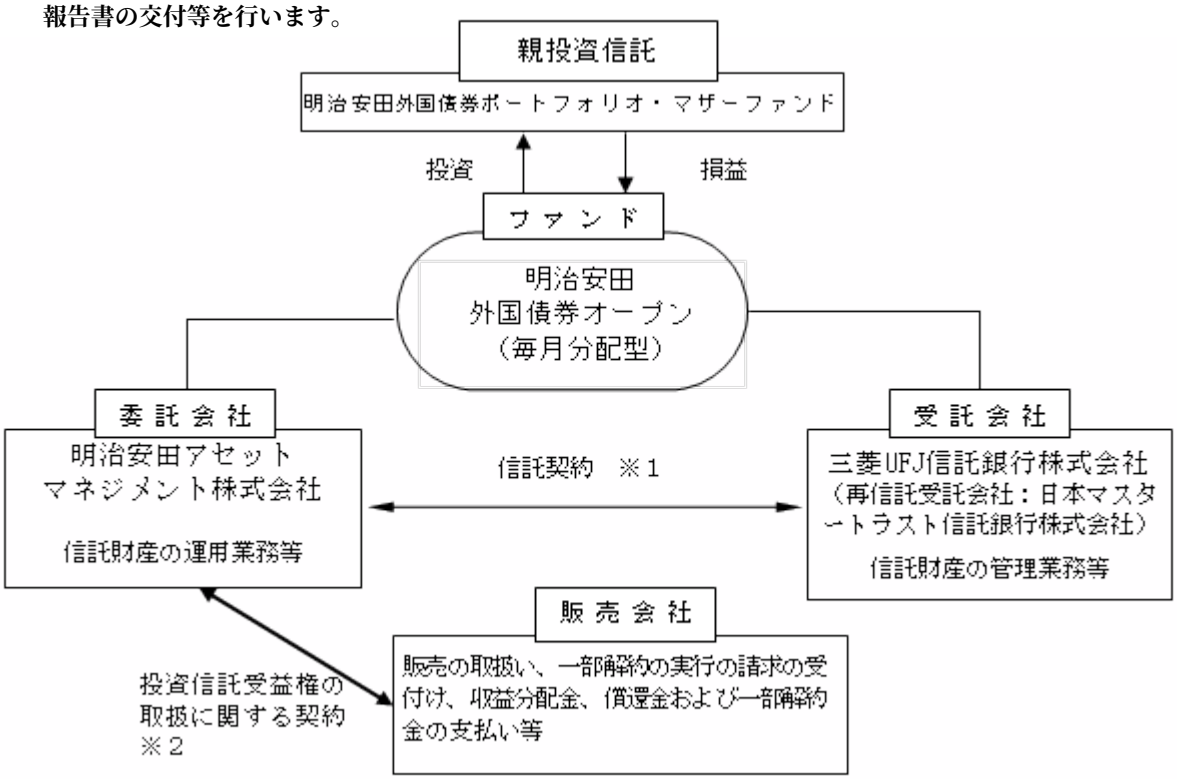

※１ 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※２ 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1.資本金の額（本書提出日現在）　　10億円

2.委託会社の沿革

昭和61年11月：　コスモ投信株式会社設立
平成10年10月：　ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
平成12年２月：　商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
平成12年７月：　明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
平成21年４月：　商号を「ＭＤＡＭアセットマネジメント株式会社」に変更
平成22年10月：　安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3.大株主の状況（本書提出日現在）

氏　名　又　は　名　称	住　　所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ，60323 フランクフルト・アム・マイン，ボッケンハイマー・ラントシュトラーセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①運用方針

この投資信託は、日本を除く世界の債券に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益）の確保とともに信託財産の成長を目指します。

②運用の形態等

ファンダメンタルズ分析を重視した運用によりベンチマークを上回る収益獲得を目指すアクティブ運用を行います。

③投資態度

1.シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

2.信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

3.運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

4.債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

5.各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

1）国別・通貨別配分

一般に債券は、市中金利の水準が低下すると価格が上昇し、金利が上昇すると価格が低下します。景気や物価などの動向は国ごとに様々であり、金利の動きは国によって大きく異なることがあります。

当ファンドでは、グローバルベースでのカントリー分析・市場予測を行い、国別・通貨別の最適配分を決定します。

2）デュレーション調整

デュレーションとは、投資元本の平均回収期間のことで、債券価格の金利変動に対する感応度をあらわします。デュレーションが長い(大きい)ほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。金利が低下した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく上昇します。一方、金利が上昇した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく下落します。当ファンドでは、各国金利見通し等に基づいて、デュレーションの調整を行います。

＜イメージ図＞

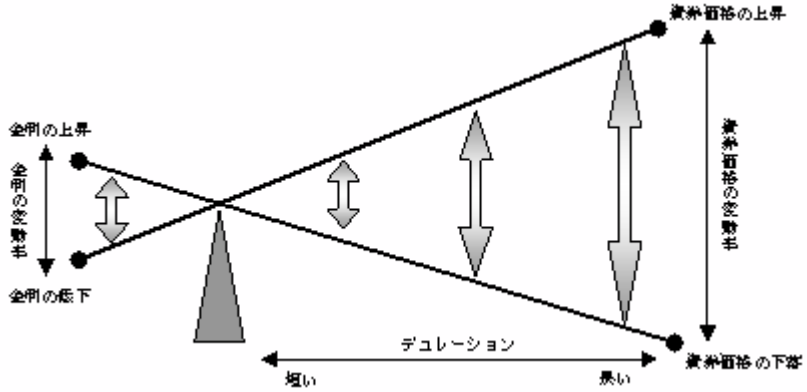

6.公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

7.実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

※資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができないことがあります。

（参考）親投資信託の概要

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※シティ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

②信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

③運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

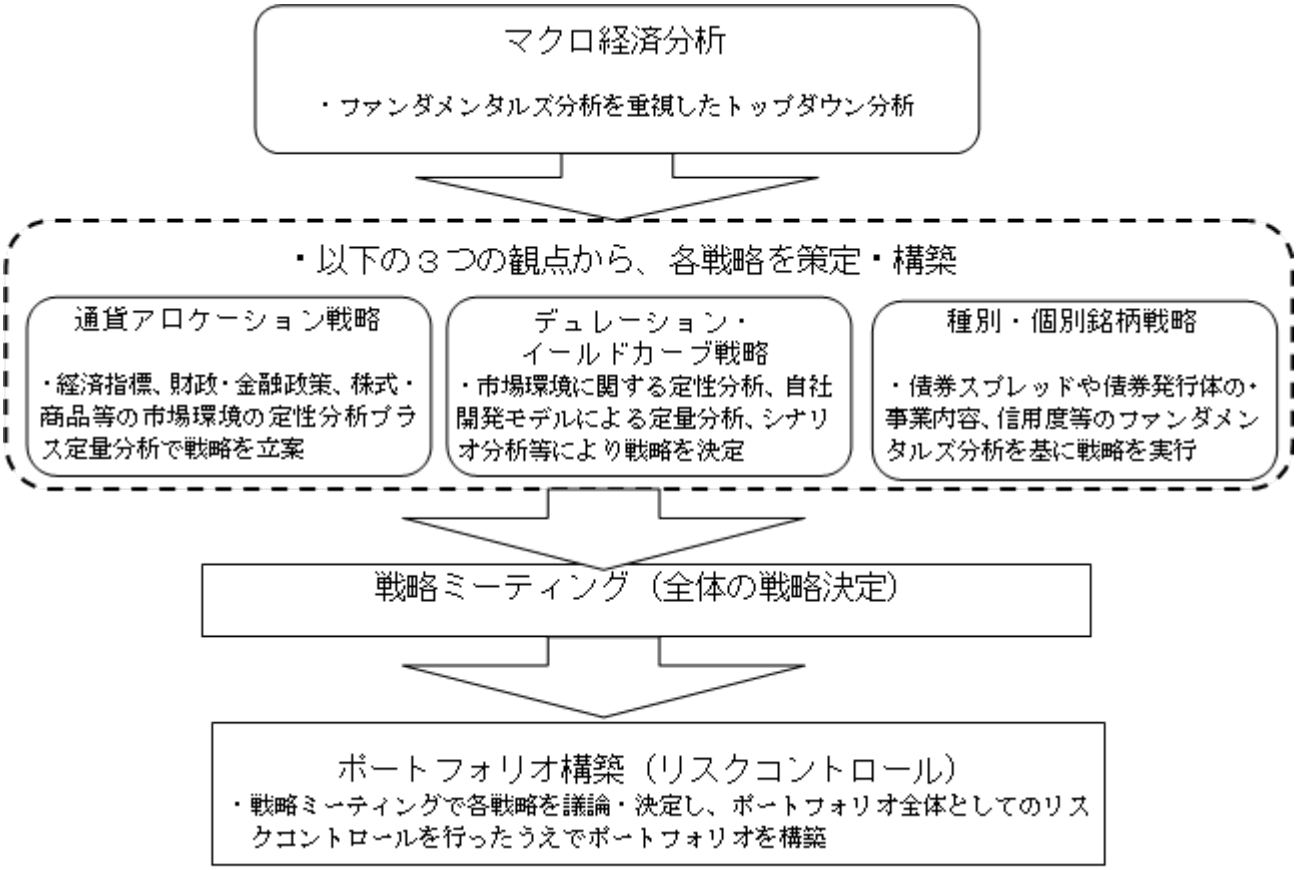

④債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

⑤各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

⑥公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑦組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3)投資制限

①株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑦有価証券先物取引等を約款所定の行います。

⑧スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

⑨有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引を約款所定の範囲で行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1.株券または新株引受権証書

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8.協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの

13.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18.外国の者が発行する譲渡性預金証書

19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22.外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1.預金

2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「③1.から4.」までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

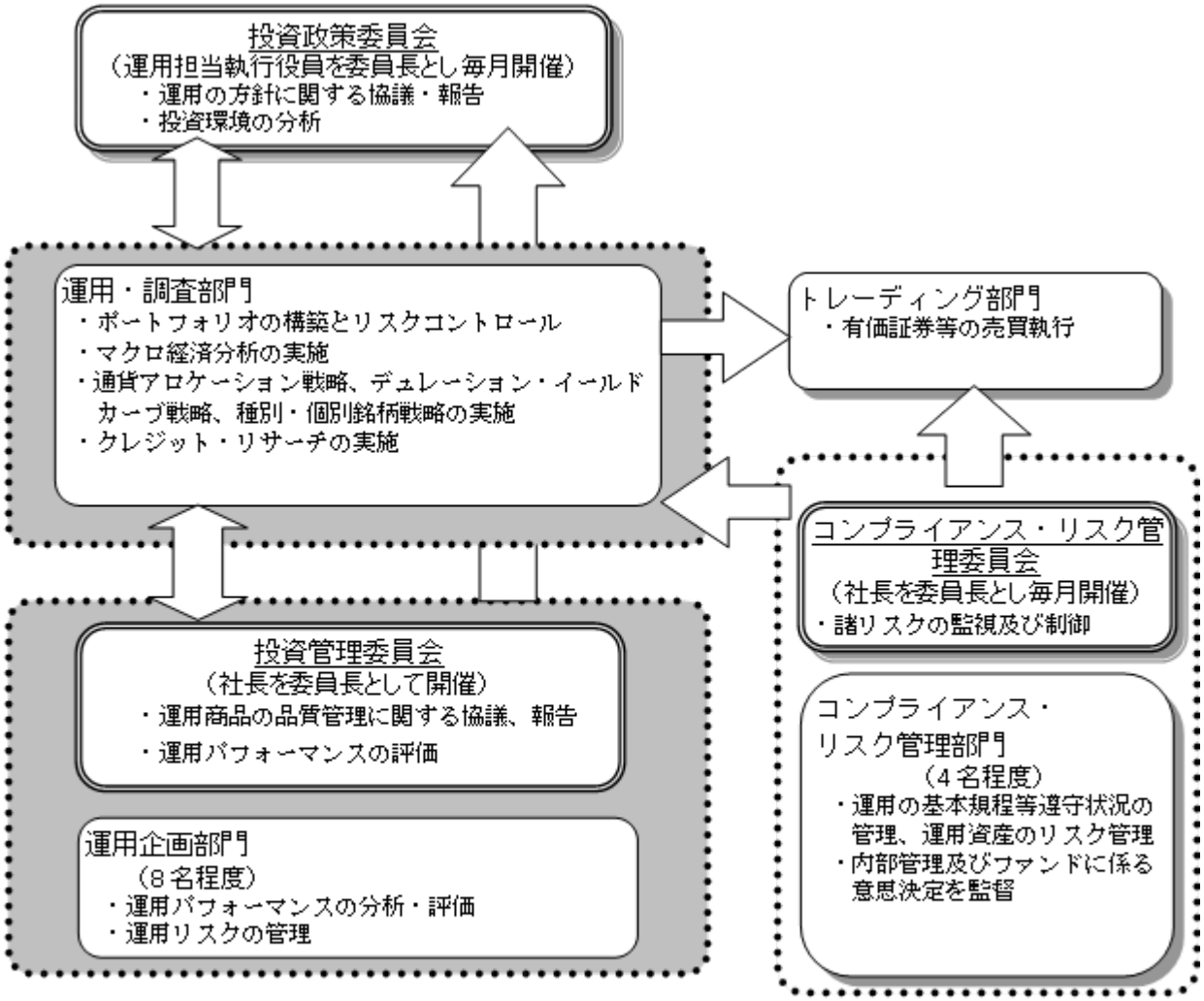

● ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
● ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ（http://www.myam.co.jp/）の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

＜受託会社に対する管理体制＞

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

ⅰ分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ⅱ収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します（分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります）。

ⅲ収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

1.信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

ⅰ配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ⅱ売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2.毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して５営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。収益分配金の支払いは販売会社において行います。ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

●収益分配金に関する留意事項●

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。

※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

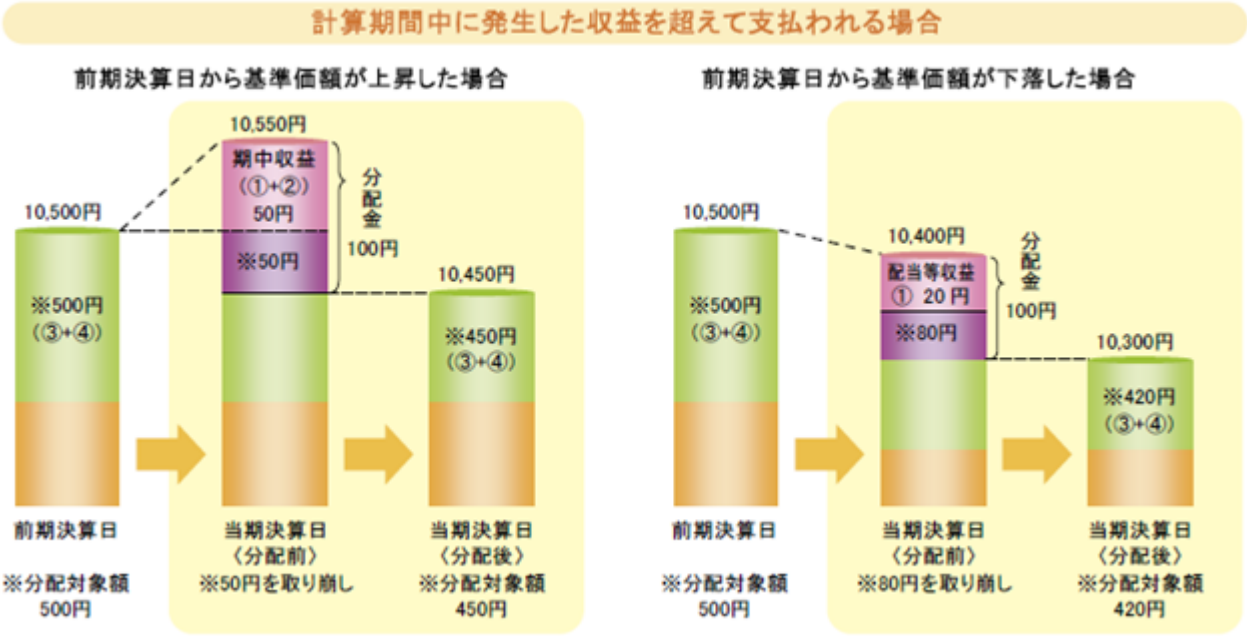

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

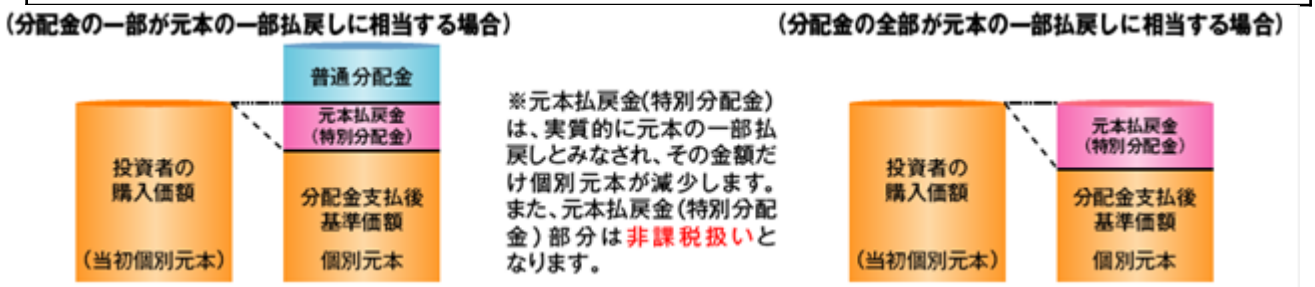

普通分配金…個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）…個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後述の「4　手数料等及び税金　(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(5)【投資制限】

＜投資信託約款に基づく主な投資制限＞

①株式への投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③新株引受権証券等の投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④投資信託証券の投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

⑤同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧投資する株式等の範囲

1.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2.上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲

1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

2.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

5.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑬デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付けの指図および範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けの指図をすることができます。

⑮公社債の空売りの指図範囲

1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2.上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3.信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

⑯公社債の借入れ

1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2.上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3.信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。

4.上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑰外国為替予約取引の指図

1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2.上記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3.上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

4.上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑱資金の借入れ

1.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2.上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

ⅰ)一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ⅱ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ⅲ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3.一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4.再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法律等で規制される投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクと留意点

明治安田外国債券オープン（毎月分配型）は、直接あるいはマザーファンドを通じて債券（公社債）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1．値動きの主な要因

①債券価格変動リスク

債券（公社債）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2．その他のリスク・留意点

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

●投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

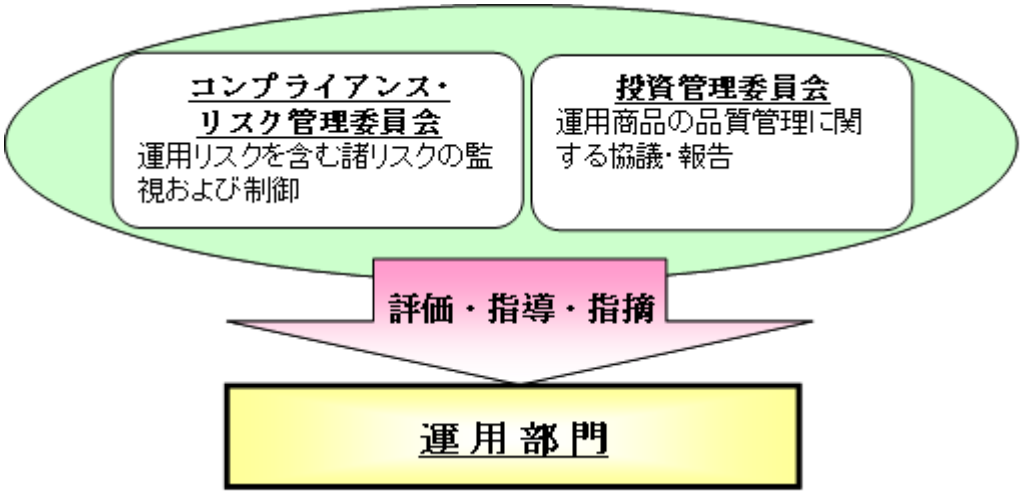

※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3)参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※グラフは、ファンドの 5 年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。）および各月末における直近 1 年間の騰落率を表示しています。
※分配金再投資基準価額は 5 年前の基準価額を起点として計算したものです。
※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

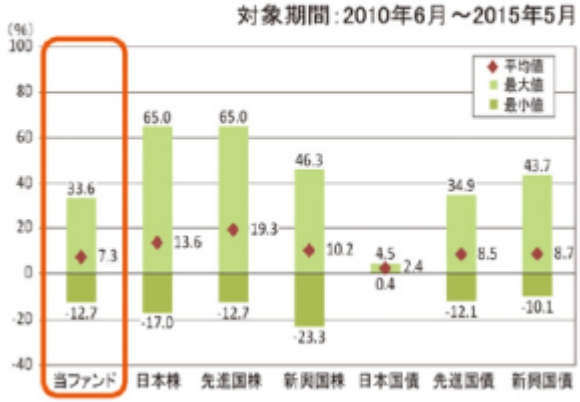

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。
※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数について

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	Citigroup Index LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

（注）海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。
※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

＜代表的資産クラスの指数について＞

東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）とは、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。
東証株価指数(ＴＯＰＩＸ)は株式会社東京証券取引所(以下、東京証券取引所といいます)の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などＴＯＰＩＸに関する全ての権利およびＴＯＰＩＸの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はＴＯＰＩＸの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの指数値の算出若しくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はＴＯＰＩＸの商標の使用若しくはＴＯＰＩＸの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI-KOKUSAIはMSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA－BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

シティ世界国債インデックスは世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重
平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド）はJ.P.Morgan Securities LLC(JPモルガン)が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、ＪＰモルガンの知的財産です。ＪＰモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.62%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細についてはお申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

②分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

① 解約手数料はありません。

② 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.1%の信託財産留保額を控除した額とします。

※「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

①ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.242%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）の実質的な配分は次のとおりです。

配分	料率（年率） [各販売会社の純資産額に応じて]				役務の内容
	100億円以下の部分	100億円超250億円以下の部分	250億円超500億円以下の部分	500億円超の部分	
委託会社	0.5292%（税抜0.49%）	0.4752%（税抜0.44%）	0.4536%（税抜0.42%）	0.4212%（税抜0.39%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	0.6588%（税抜0.61%）	0.7128%（税抜0.66%）	0.7344%（税抜0.68%）	0.7668%（税抜0.71%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.054%（税抜0.05%）				ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	1.242%(税抜1.15%)				運用管理費用（信託報酬） ＝運用期間中の日々の基準価額 ×信託報酬率

②上記運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0054%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

1)個人、法人別の課税の取扱について

1.個人の受益者に対する課税

＜収益分配金（普通分配金）に対する課税＞

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

＜一部解約時および償還時に対する課税＞

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

期間	税率
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

2)個別元本方式について

1.追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2.受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。

3.受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

3)収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となりま

す。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

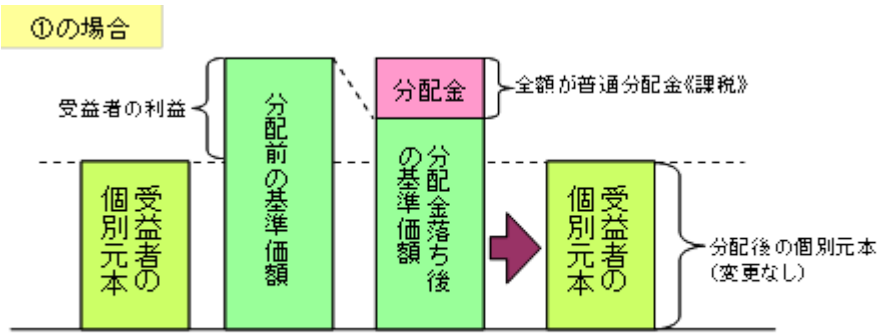

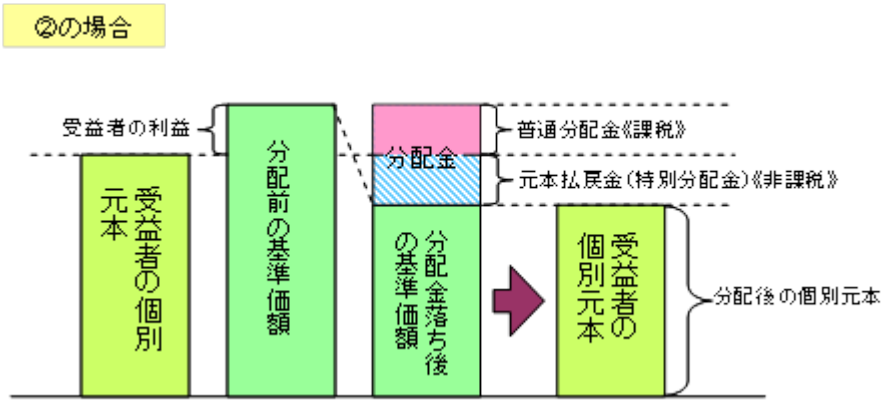

※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。
※当ファンドは、配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。
※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

＜少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円（2015年12月末までは年間100万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）は2016年4月1日より開始される非課税制度です。ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満までの方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更されることがあります。
※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成27年5月29日現在の運用状況です。
※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。
※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	21,468,760,209	99.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	205,282,703	0.95
合計(純資産総額)		21,674,042,912	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	9,106,579,092	2.3007	20,951,506,517	2.3575	21,468,760,209	99.05

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.05
合計	99.05

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第6特定期間末　（平成17年11月 7日）	119,514,300,139	119,932,045,922	10,867	10,905
第7特定期間末　（平成18年 5月 8日）	120,172,441,046	120,562,677,514	10,463	10,497
第8特定期間末　（平成18年11月 7日）	128,600,112,182	129,073,530,722	11,131	11,172
第9特定期間末　（平成19年 5月 7日）	131,024,301,670	131,503,323,455	11,484	11,526
第10特定期間末　（平成19年11月 7日）	129,306,059,298	129,789,894,373	11,487	11,530
第11特定期間末　（平成20年 5月 7日）	119,803,433,088	120,256,080,266	10,847	10,888
第12特定期間末　（平成20年11月 7日）	93,862,244,708	94,236,569,013	8,776	8,811
第13特定期間末　（平成21年 5月 7日）	94,704,208,179	95,030,739,063	9,281	9,313
第14特定期間末　（平成21年11月 9日）	89,866,919,904	90,174,149,867	9,068	9,099
第15特定期間末　（平成22年 5月 7日）	76,916,051,801	77,172,870,048	8,386	8,414
第16特定期間末　（平成22年11月 8日）	64,846,722,870	65,057,186,690	8,011	8,037
第17特定期間末　（平成23年 5月 9日）	54,831,933,441	55,008,736,106	7,753	7,778
第18特定期間末　（平成23年11月 7日）	44,022,867,082	44,170,514,074	7,454	7,479
第19特定期間末　（平成24年 5月 7日）	35,543,195,514	35,662,104,493	7,473	7,498
第20特定期間末　（平成24年11月 7日）	30,721,043,936	30,823,449,674	7,500	7,525
第21特定期間末　（平成25年 5月 7日）	32,530,475,685	32,617,363,988	9,360	9,385
第22特定期間末　（平成25年11月 7日）	27,111,668,302	27,217,108,689	8,999	9,034
第23特定期間末　（平成26年 5月 7日）	24,778,169,706	24,869,938,257	9,450	9,485
第24特定期間末　（平成26年11月 7日）	23,941,433,899	24,024,117,378	10,134	10,169
第25特定期間末　（平成27年 5月 7日）	21,336,892,426	21,411,037,519	10,072	10,107
平成26年 5月末日	24,396,418,975	—	9,422	—
6月末日	23,895,879,703	—	9,417	—
7月末日	23,639,220,415	—	9,479	—
8月末日	23,491,336,565	—	9,580	—
9月末日	23,600,349,031	—	9,804	—
10月末日	23,237,770,378	—	9,773	—
11月末日	24,360,204,092	—	10,551	—
12月末日	23,932,060,791	—	10,619	—
平成27年 1月末日	22,893,150,835	—	10,303	—
2月末日	22,589,386,183	—	10,293	—
3月末日	21,905,468,056	—	10,219	—
4月末日	21,587,727,545	—	10,183	—
5月末日	21,674,042,912	—	10,311	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第6特定期間	平成17年 5月10日～平成17年11月 7日	219
第7特定期間	平成17年11月 8日～平成18年 5月 8日	220
第8特定期間	平成18年 5月 9日～平成18年11月 7日	240
第9特定期間	平成18年11月 8日～平成19年 5月 7日	266
第10特定期間	平成19年 5月 8日～平成19年11月 7日	274
第11特定期間	平成19年11月 8日～平成20年 5月 7日	249
第12特定期間	平成20年 5月 8日～平成20年11月 7日	245
第13特定期間	平成20年11月 8日～平成21年 5月 7日	187
第14特定期間	平成21年 5月 8日～平成21年11月 9日	186
第15特定期間	平成21年11月10日～平成22年 5月 7日	175
第16特定期間	平成22年 5月 8日～平成22年11月 8日	160
第17特定期間	平成22年11月 9日～平成23年 5月 9日	150
第18特定期間	平成23年 5月10日～平成23年11月 7日	150
第19特定期間	平成23年11月 8日～平成24年 5月 7日	150
第20特定期間	平成24年 5月 8日～平成24年11月 7日	150
第21特定期間	平成24年11月 8日～平成25年 5月 7日	150
第22特定期間	平成25年 5月 8日～平成25年11月 7日	200
第23特定期間	平成25年11月 8日～平成26年 5月 7日	210
第24特定期間	平成26年 5月 8日～平成26年11月 7日	210
第25特定期間	平成26年11月 8日～平成27年 5月 7日	210

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第6特定期間	平成17年 5月10日～平成17年11月 7日	6.76
第7特定期間	平成17年11月 8日～平成18年 5月 8日	△1.69
第8特定期間	平成18年 5月 9日～平成18年11月 7日	8.68
第9特定期間	平成18年11月 8日～平成19年 5月 7日	5.56
第10特定期間	平成19年 5月 8日～平成19年11月 7日	2.41
第11特定期間	平成19年11月 8日～平成20年 5月 7日	△3.40
第12特定期間	平成20年 5月 8日～平成20年11月 7日	△16.83
第13特定期間	平成20年11月 8日～平成21年 5月 7日	7.89
第14特定期間	平成21年 5月 8日～平成21年11月 9日	△0.29
第15特定期間	平成21年11月10日～平成22年 5月 7日	△5.59
第16特定期間	平成22年 5月 8日～平成22年11月 8日	△2.56
第17特定期間	平成22年11月 9日～平成23年 5月 9日	△1.35
第18特定期間	平成23年 5月10日～平成23年11月 7日	△1.92
第19特定期間	平成23年11月 8日～平成24年 5月 7日	2.27
第20特定期間	平成24年 5月 8日～平成24年11月 7日	2.37
第21特定期間	平成24年11月 8日～平成25年 5月 7日	26.80
第22特定期間	平成25年 5月 8日～平成25年11月 7日	△1.72

第23特定期間	平成25年11月 8日～平成26年 5月 7日	7.35
第24特定期間	平成26年 5月 8日～平成26年11月 7日	9.46
第25特定期間	平成26年11月 8日～平成27年 5月 7日	1.46

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第6特定期間	平成17年 5月10日～平成17年11月 7日	30,655,742,020	3,547,708,625
第7特定期間	平成17年11月 8日～平成18年 5月 8日	11,334,741,863	6,453,606,859
第8特定期間	平成18年 5月 9日～平成18年11月 7日	8,145,988,650	7,464,785,530
第9特定期間	平成18年11月 8日～平成19年 5月 7日	4,711,243,983	6,153,263,061
第10特定期間	平成19年 5月 8日～平成19年11月 7日	3,513,104,185	5,044,132,213
第11特定期間	平成19年11月 8日～平成20年 5月 7日	3,263,144,016	5,382,740,618
第12特定期間	平成20年 5月 8日～平成20年11月 7日	3,621,982,185	7,116,332,911
第13特定期間	平成20年11月 8日～平成21年 5月 7日	999,570,975	5,908,755,488
第14特定期間	平成21年 5月 8日～平成21年11月 9日	1,158,755,270	4,093,216,827
第15特定期間	平成21年11月10日～平成22年 5月 7日	598,436,221	7,984,073,445
第16特定期間	平成22年 5月 8日～平成22年11月 8日	205,300,221	10,978,479,665
第17特定期間	平成22年11月 9日～平成23年 5月 9日	109,262,799	10,335,819,756
第18特定期間	平成23年 5月10日～平成23年11月 7日	65,259,635	11,727,528,803
第19特定期間	平成23年11月 8日～平成24年 5月 7日	43,018,152	11,538,223,439
第20特定期間	平成24年 5月 8日～平成24年11月 7日	43,128,924	6,644,425,336
第21特定期間	平成24年11月 8日～平成25年 5月 7日	36,538,059	6,243,512,136
第22特定期間	平成25年 5月 8日～平成25年11月 7日	38,089,514	4,667,585,869
第23特定期間	平成25年11月 8日～平成26年 5月 7日	65,393,762	3,971,632,776
第24特定期間	平成26年 5月 8日～平成26年11月 7日	70,094,384	2,665,829,017
第25特定期間	平成26年11月 8日～平成27年 5月 7日	91,688,550	2,531,227,438

（参考）

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

（１）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	10,877,577,851	32.07
	イタリア	4,549,809,153	13.41
	イギリス	2,800,195,276	8.26
	オランダ	2,566,050,255	7.57
	スペイン	1,299,392,643	3.83
	ドイツ	1,235,965,000	3.64
	フランス	1,015,345,430	2.99
	ポーランド	871,402,729	2.57
	オーストリア	856,493,151	2.53
	ベルギー	798,463,055	2.35
	アイルランド	576,386,167	1.70
	メキシコ	566,409,707	1.67
	デンマーク	234,022,413	0.69
	南アフリカ	178,086,005	0.53
	マレーシア	175,793,491	0.52
	スウェーデン	159,223,642	0.47
	シンガポール	135,470,225	0.40
	スイス	101,892,437	0.30
	小計	28,997,978,630	85.50
地方債証券	カナダ	1,217,805,777	3.59
特殊債券	オランダ	957,269,063	2.82
	フランス	952,368,369	2.81
	国際機関	150,402,873	0.44
	オーストラリア	103,195,902	0.30
	小計	2,163,236,207	6.38
社債券	フランス	775,549,538	2.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	761,505,627	2.25
合計(純資産総額)		33,916,075,779	100.00

（２）その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	―	9,361,264,956	27.60
	売建	―	9,351,425,345	△27.57

（３）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(％)	償還期限	投資比率(％)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.125%	23,220,000	15,830.48	3,675,837,586	15,825.84	3,674,760,119	8.125	2019/8/15	10.83
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 7.25%	26,330,000	13,229.93	3,483,440,714	13,198.51	3,475,167,970	7.25	2016/5/15	10.25
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.5%	13,490,000	16,056.59	2,166,034,682	16,005.63	2,159,160,224	4.5	2039/8/15	6.37
4	イギリス	国債証券	TREASURY 4.75%	7,557,000	26,153.92	1,976,452,232	25,144.18	1,900,146,110	4.75	2030/12/7	5.60
5	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.5%	5,470,000	23,620.15	1,292,022,499	22,595.33	1,235,965,000	5.5	2031/1/4	3.64
6	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 3.25%	7,410,000	16,315.23	1,208,959,217	16,037.23	1,188,359,380	3.25	2021/7/15	3.50

7	イタリア	国債証券	BTPS 9%	5,340,000	21,920.94	1,170,578,712	21,321.96	1,138,592,680	9	2023/11/1	3.36
8	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 3.5%	6,470,000	16,012.84	1,036,030,837	15,873.15	1,026,992,837	3.5	2020/7/15	3.03
9	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	7,140,000	14,461.72	1,032,566,923	14,383.33	1,026,970,407	4.75	2016/9/15	3.03
10	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.5%	4,810,000	22,263.09	1,070,854,807	21,109.05	1,015,345,430	5.5	2029/4/25	2.99
11	イギリス	国債証券	TREASURY 1.25%	4,700,000	19,130.07	899,113,638	19,149.98	900,049,166	1.25	2018/7/22	2.65
12	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	5,650,000	15,332.47	866,285,020	15,298.16	864,346,272	4.5	2018/8/1	2.55
13	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 6%	4,350,000	20,578.63	895,170,559	19,342.05	841,379,361	6	2029/1/31	2.48
14	フランス	社債券	DEXIA CRED SA NY 2.25%	6,150,000	12,660.05	778,593,296	12,610.56	775,549,538	2.25	2019/1/30	2.29
15	オーストリア	国債証券	REP OF AUSTRIA 4.85%	4,000,000	20,043.15	801,726,320	19,270.18	770,807,240	4.85	2026/3/15	2.27
16	イタリア	国債証券	BTPS 5%	3,860,000	20,885.90	806,195,755	18,712.82	722,315,003	5	2039/8/1	2.13
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.625%	5,230,000	13,600.34	711,298,107	13,528.13	707,521,490	3.625	2019/8/15	2.09
18	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0304 5%	3,030,000	23,604.41	715,213,649	22,007.87	666,838,633	5	2035/3/28	1.97
19	オランダ	特殊債券	NED WATERSCHAPBK 1.875%	5,000,000	12,452.18	622,609,360	12,394.03	619,701,705	1.875	2019/3/13	1.83
20	イタリア	国債証券	ITALY GOV'T INT 5.75%	4,280,000	14,377.10	615,339,922	14,447.07	618,334,842	5.75	2016/7/25	1.82
21	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT 5.4%	2,780,000	19,510.21	542,383,858	18,577.21	516,446,547	5.4	2025/3/13	1.52
22	フランス	特殊債券	CAISSE AMORT DET 1.375%	3,900,000	12,490.54	487,131,197	12,459.61	485,924,829	1.375	2018/1/29	1.43
23	フランス	特殊債券	CAISSE AMORT DET 3.375%	3,500,000	13,570.70	474,974,723	13,326.95	466,443,540	3.375	2024/3/20	1.38
24	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.5%	2,700,000	17,037.76	460,019,768	16,963.45	458,013,282	5.5	2021/4/30	1.35
25	カナダ	地方債証券	ONTARIO PROVINCE 4%	3,300,000	13,672.78	451,201,860	13,548.43	447,098,355	4	2019/10/7	1.32
26	カナダ	地方債証券	QUEBEC PROVINCE 6.25%	2,930,000	14,703.86	430,823,380	14,355.29	420,610,147	6.25	2032/6/1	1.24
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 5.375%	2,360,000	17,500.06	413,001,461	16,999.34	401,184,471	5.375	2031/2/15	1.18
28	ポーランド	国債証券	REP OF POLAND 3.375%	2,400,000	16,777.66	402,664,060	16,098.26	386,358,314	3.375	2024/7/9	1.14

29	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4%	2,220,000	15,776.59	350,240,436	15,797.20	350,698,038	4	2019/7/15	1.03
30	カナダ	地方債証券	ONTARIO PROVINCE 4%	3,120,000	11,238.00	350,625,606	11,221.06	350,097,275	4	2021/6/2	1.03

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	85.50
地方債証券	3.59
特殊債券	6.38
社債券	2.29
合計	97.75

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	ドル	買建	64,823,521.54	8,032,243,659	8,019,966,084	23.64
	カナダドル	買建	4,400,544.15	437,139,494	438,250,191	1.29
	ポンド	買建	4,764,171.36	904,800,943	903,048,681	2.66
	ドル	売建	64,940,289.04	8,046,712,250	8,034,412,560	△23.68
	カナダドル	売建	4,327,984.93	429,931,635	431,024,019	△1.27
	ポンド	売建	4,674,169.17	887,707,925	885,988,766	△2.61

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

＜参考情報＞

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2015年5月29日現在

基準価額・純資産の推移

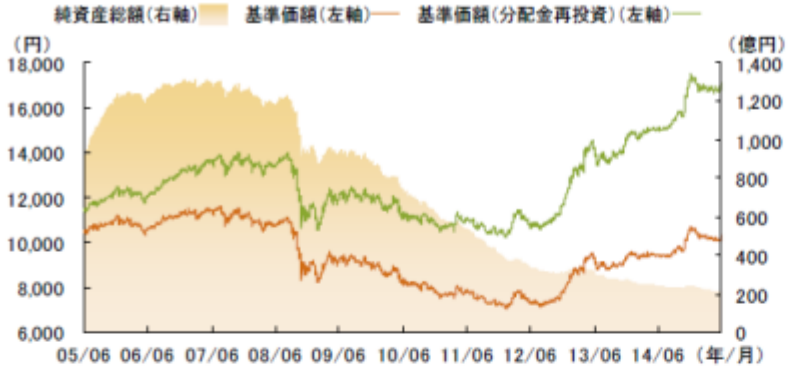

※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を10,000円として分配金(税引前)再投資ベースで算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2015年5月	35円
2015年4月	35円
2015年3月	35円
2015年2月	35円
2015年1月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	4,913円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

基準価額	10,311円
純資産総額	21,674百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	99.05
その他の資産	0.95
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄(マザーファンド)

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国／地域	種 類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 8.125%	8.125	2019年8月15日	アメリカ	国債証券	10.83
2	US TREASURY N/B 7.25%	7.25	2016年5月15日	アメリカ	国債証券	10.25
3	US TREASURY N/B 4.5%	4.5	2039年8月15日	アメリカ	国債証券	6.37
4	TREASURY 4.75%	4.75	2030年12月7日	イギリス	国債証券	5.60
5	DEUTSCHLAND REP 5.5%	5.5	2031年1月4日	ドイツ	国債証券	3.64
6	NETHERLANDS GOVT 3.25%	3.25	2021年7月15日	オランダ	国債証券	3.50
7	BTPS 9%	9	2023年11月1日	イタリア	国債証券	3.36
8	NETHERLANDS GOVT 3.5%	3.5	2020年7月15日	オランダ	国債証券	3.03
9	BTPS 4.75%	4.75	2016年9月15日	イタリア	国債証券	3.03
10	FRANCE O.A.T. 5.5%	5.5	2029年4月25日	フランス	国債証券	2.99

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)

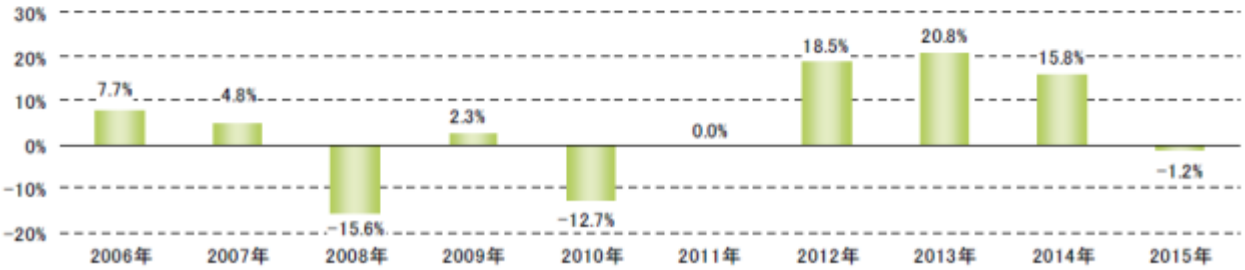

※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
※2015年は5月末までの収益率です。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

1.取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

※販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

2.取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

3.取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス（http://www.myam.co.jp/）

4.申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.62%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細についてはお申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

5.申込単位は、販売会社が定める単位となります。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、１口単位とします。

6.ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

※「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。

※販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的に受取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）または「分配金出金」に関する契約を締結することにより、分配金を受取ることができる場合があります。

7.申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

8.委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

２【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

1.受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2.一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から0.1%の信託財産留保額を控除した金額とします。また、当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス（http://www.myam.co.jp/）

※「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

3.換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

4.換金手数料はありません。

5.換金単位は、販売会社が定める単位とします。

※自動継続投資契約にかかる受益権については１口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

6.一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

7.委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

8.上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

9.信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス（http://www.myam.co.jp/）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月8日から翌月7日までとすることを原則とします。

※各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了および繰上償還条項

1.委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2.委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3.上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

4.上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。

5.委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6.上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が１ヵ月を下らずに上記3.の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤償還金について

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1.委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2.委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦信託約款の変更

1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2.委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3.上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

4.上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、この信託約款の変更をしません。

5.委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から5.の規定にしたがいます。

⑧反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨運用報告書

委託会社は、5月および11月の計算期間終了時及び償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑩その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

⑪公告

1.委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.myam.co.jp/

2.前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の３ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、１年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金請求権

①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して５営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が、収益分配金についてその支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

⑤分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

②償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4)信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から受益者に支払います。

(5)帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．　当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月毎に作成しております。

３．　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25特定期間（平成26年11月８日から平成27年５月７日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
明治安田外国債券オープン（毎月分配型）
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24特定期間 （平成26年11月７日現在）	第25特定期間 （平成27年５月７日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	319,280,911	299,907,660
親投資信託受益証券	23,781,661,236	21,131,255,109
未収入金	63,640,000	17,500,000
未収利息	130	82
流動資産合計	24,164,582,277	21,448,662,851
資産合計	24,164,582,277	21,448,662,851
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	82,683,479	74,145,093
未払解約金	115,874,446	15,459,965
未払受託者報酬	1,064,522	959,542
未払委託者報酬	23,419,490	21,109,881
その他未払費用	106,441	95,944
流動負債合計	223,148,378	111,770,425
負債合計	223,148,378	111,770,425
純資産の部		
元本等		
元本	23,623,851,368	21,184,312,480
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	317,582,531	152,579,946
（分配準備積立金）	182,884,148	236,810,850
元本等合計	23,941,433,899	21,336,892,426
純資産合計	23,941,433,899	21,336,892,426
負債純資産合計	24,164,582,277	21,448,662,851

(2) 【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24特定期間 （自　平成26年５月８日 至　平成26年11月７日）	第25特定期間 （自　平成26年11月８日 至　平成27年５月７日）
営業収益		
受取利息	22,575	12,018
有価証券売買等損益	2,305,290,762	517,533,873
営業収益合計	2,305,313,337	517,545,891
営業費用		
受託者報酬	6,457,898	6,141,927
委託者報酬	142,073,690	135,122,349
その他費用	645,731	614,135
営業費用合計	149,177,319	141,878,411
営業利益又は営業損失（△）	2,156,136,018	375,667,480
経常利益又は経常損失（△）	2,156,136,018	375,667,480
当期純利益又は当期純損失（△）	2,156,136,018	375,667,480
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,319,110	6,605,521
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,441,416,295	317,582,531
剰余金増加額又は欠損金減少額	137,631,165	3,648,194
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	137,631,165	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	3,648,194
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,078,814	75,811,029
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	75,811,029
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,078,814	－
分配金	517,370,433	461,901,709
期末剰余金又は期末欠損金（△）	317,582,531	152,579,946

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第25特定期間 （自　平成26年11月８日 至　平成27年５月７日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第24特定期間 （平成26年11月７日現在）	第25特定期間 （平成27年５月７日現在）
１．当該特定期間の末日における受益権の総数	23,623,851,368口	21,184,312,480口
２．当該特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額	1.0134円	1.0072円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第24特定期間
（自　平成26年５月８日
至　平成26年11月７日）

分配金の計算過程
第137期（平成26年５月８日から平成26年６月９日まで）
計算期間末における分配対象額4,013,604,624円(10,000口当たり1,559円09銭)のうち、90,100,399円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	54,535,199円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	3,519,214,619円
分配準備積立金額	D	439,854,806円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	4,013,604,624円
期末受益権口数	F	25,742,971,237口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,559円 09銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	90,100,399円

第138期（平成26年６月10日から平成26年７月７日まで）
計算期間末における分配対象額3,881,019,183円(10,000口当たり1,536円20銭)のうち、88,422,919円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	30,106,205円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	3,453,934,632円
分配準備積立金額	D	396,978,346円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	3,881,019,183円
期末受益権口数	F	25,263,691,239口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,536円 20銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	88,422,919円

第25特定期間
（自　平成26年11月８日
至　平成27年５月７日）

分配金の計算過程
第143期（平成26年11月８日から平成26年12月８日まで）
計算期間末における分配対象額3,609,254,570円(10,000口当たり1,574円89銭)のうち、80,210,312円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	71,062,570円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	226,819,180円
収益調整金額	C	3,133,747,948円
分配準備積立金額	D	177,624,872円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	3,609,254,570円
期末受益権口数	F	22,917,232,186口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,574円 89銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	80,210,312円

第144期（平成26年12月９日から平成27年１月７日まで）
計算期間末における分配対象額3,513,718,450円(10,000口当たり1,562円07銭)のうち、78,727,834円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	49,360,937円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	3,076,589,196円
分配準備積立金額	D	387,768,317円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	3,513,718,450円
期末受益権口数	F	22,493,666,947口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,562円 07銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	78,727,834円

第139期（平成26年７月８日から平成26年８月７日まで）
計算期間末における分配対象額3,765,940,302円(10,000口当たり1,514円89銭)のうち、87,007,861円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	33,675,565円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	3,398,825,854円
分配準備積立金額	D	333,438,883円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	3,765,940,302円
期末受益権口数	F	24,859,388,879口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,514円 89銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	87,007,861円

第140期（平成26年８月８日から平成26年９月８日まで）
計算期間末における分配対象額3,661,264,962円(10,000口当たり1,503円21銭)のうち、85,246,694円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	56,570,513円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	3,330,191,373円
分配準備積立金額	D	274,503,076円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	3,661,264,962円
期末受益権口数	F	24,356,198,346口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,503円 21銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	85,246,694円

第141期（平成26年９月９日から平成26年10月７日まで）
計算期間末における分配対象額3,572,365,004円(10,000口当たり1,490円08銭)のうち、83,909,081円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	52,292,174円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	3,278,127,162円
分配準備積立金額	D	241,945,668円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	3,572,365,004円
期末受益権口数	F	23,974,023,360口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,490円 08銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	83,909,081円

第145期（平成27年１月８日から平成27年２月９日まで）
計算期間末における分配対象額3,433,372,293円(10,000口当たり1,550円61銭)のうち、77,496,790円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	51,702,483円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	3,028,877,316円
分配準備積立金額	D	352,792,494円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	3,433,372,293円
期末受益権口数	F	22,141,940,241口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,550円 61銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	77,496,790円

第146期（平成27年２月10日から平成27年３月９日まで）
計算期間末における分配対象額3,351,418,966円(10,000口当たり1,535円62銭)のうち、76,385,332円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	43,358,537円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	2,985,584,458円
分配準備積立金額	D	322,475,971円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	3,351,418,966円
期末受益権口数	F	21,824,380,818口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,535円 62銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	76,385,332円

第147期（平成27年３月10日から平成27年４月７日まで）
計算期間末における分配対象額3,271,924,715円(10,000口当たり1,528円19銭)のうち、74,936,348円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	58,697,535円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	2,929,055,261円
分配準備積立金額	D	284,171,919円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	3,271,924,715円
期末受益権口数	F	21,410,385,426口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,528円 19銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	74,936,348円

第142期（平成26年10月８日から平成26年11月７日まで）
計算期間末における分配対象額3,495,877,869円(10,000口当たり1,479円80銭)のうち、82,683,479円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	58,156,530円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	3,230,310,242円
分配準備積立金額	D	207,411,097円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	3,495,877,869円
期末受益権口数	F	23,623,851,368口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,479円 80銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	82,683,479円

第148期（平成27年４月８日から平成27年５月７日まで）
計算期間末における分配対象額3,209,149,939円(10,000口当たり1,514円87銭)のうち、74,145,093円（10,000口当たり35円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	45,685,138円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	2,898,193,996円
分配準備積立金額	D	265,270,805円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	3,209,149,939円
期末受益権口数	F	21,184,312,480口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	1,514円 87銭
10,000口当たりの分配金額	H	35円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	74,145,093円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第25特定期間 （自　平成26年11月８日 至　平成27年５月７日）
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

（2）金融商品の時価等に関する事項

第25特定期間 （平成27年５月７日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	第24特定期間 （平成26年11月７日現在）	第25特定期間 （平成27年５月７日現在）
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,060,127,279	△167,161,666
合計	1,060,127,279	△167,161,666

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第24特定期間 （平成26年11月７日現在）	第25特定期間 （平成27年５月７日現在）
１．期首元本額	26,219,586,001円	23,623,851,368円
期中追加設定元本額	70,094,384円	91,688,550円
期中一部解約元本額	2,665,829,017円	2,531,227,438円

（4）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	9,184,706,876	21,131,255,109	
	合計	9,184,706,876	21,131,255,109	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）
当ファンドは「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド
（1）貸借対照表

区分	（平成27年５月７日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	44,735,636
コール・ローン	309,270,968
国債証券	28,372,353,484
地方債証券	1,181,564,143
特殊債券	2,089,712,923
社債券	746,806,578
派生商品評価勘定	2,604,725
未収入金	498,403,293
未収利息	343,984,361
前払費用	116,822,917
流動資産合計	33,706,259,028
資産合計	33,706,259,028
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,281,895
未払金	349,888,637
未払解約金	28,800,000
流動負債合計	381,970,532
負債合計	381,970,532
純資産の部	
元本等	
元本	14,484,651,287
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	18,839,637,209
元本等合計	33,324,288,496
純資産合計	33,324,288,496
負債純資産合計	33,706,259,028

（注） 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年４月11日から翌年４月10日までであり、開示対象ファンドの特定期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成27年５月７日現在における明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	（自　平成26年11月８日 至　平成27年５月７日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	公社債 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として①金融商品取引業者の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）②価格情報会社の提供する価額などに基づいて時価評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成27年５月７日現在）
１．当該計算期間の末日における受益権の総数	14,484,651,287口
２．当該計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	2.3007円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自　平成26年11月８日 至　平成27年５月７日）
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、外国為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする外国為替予約取引に係る為替変動リスクを有しております。
３．金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

（2）金融商品の時価等に関する事項

（平成27年５月７日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法 公社債 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成27年５月７日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△789,356,319
地方債証券	△34,022,618
特殊債券	△27,579,644
社債券	△4,035,999
合計	△854,994,580

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

区分	種類	（平成27年５月７日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	502,964,137	－	505,868,632	△2,904,495
	米ドル	79,848,746	－	79,629,633	219,113
	ユーロ	423,115,391	－	426,238,999	△3,123,608
	買建	354,486,245	－	356,713,570	2,227,325
	カナダドル	17,592,578	－	17,603,990	11,412
	イギリスポンド	14,932,535	－	14,778,241	△154,294
	南アフリカランド	358,398	－	354,405	△3,993
	ユーロ	321,602,734	－	323,976,934	2,374,200
合計		857,450,382	－	862,582,202	△677,170

（注）時価の算定方法

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．換算において円未満の端数は切り捨てております。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成27年５月７日現在）	
１．期首元本額		15,494,921,029円
期中追加設定元本額		814,801,338円
期中一部解約元本額		1,825,071,080円
平成27年５月７日現在における元本の内訳（注）	明治安田先進国コアファンド（年１回決算型）	12,112,759円
	明治安田先進国コアファンド（年２回決算型）	12,431,333円
	明治安田ＤＣハートフルライフ（プラン７０）	72,295,000円
	明治安田グローバルバランスオープン	19,370,780円
	明治安田ＤＣグローバルバランスオープン	105,841,863円
	明治安田外国債券オープン	404,110,686円
	明治安田ＤＣハートフルライフ（プラン３０）	62,728,418円
	明治安田ＤＣハートフルライフ（プラン５０）	101,719,525円
	明治安田ＤＣ外国債券オープン	2,859,639,275円
	明治安田外国債券オープン（毎月分配型）	9,184,706,876円
	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	931,958,817円
	明治安田ＶＡハートフルライフ３０（適格機関投資家私募）	5,493,012円
	明治安田ＶＡハートフルライフ５０（適格機関投資家私募）	6,565,446円
	明治安田ＶＡ外国債券オープン（適格機関投資家私募）	59,366,102円
	明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスＰファンド（適格機関投資家私募）	646,311,395円
	合計	14,484,651,287円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 0.625%	7,650,000	7,641,035.19	
	US TREASURY N/B 4.25%	4,310,000	4,674,329.68	
	US TREASURY N/B 4.25%	140,000	151,834.37	
	US TREASURY N/B 2.75%	3,110,000	3,277,162.50	
	US TREASURY N/B 2.75%	400,000	421,500.00	
	REP OF POLAND 6.375%	900,000	1,050,300.00	
	US TREASURY N/B 3.625%	1,500,000	1,636,640.62	
	US TREASURY N/B 3.625%	2,260,000	2,465,871.87	
	US TREASURY N/B 3.625%	180,000	196,396.87	
	US TREASURY N/B 3.625%	1,290,000	1,407,510.93	
	US TREASURY N/B 1.25%	350,000	346,417.97	
	UNITED MEXICAN 3.5%	1,600,000	1,660,208.00	
	US TREASURY N/B 2.125%	5,050,000	5,119,042.99	
	US TREASURY N/B 7.25%	5,730,000	6,135,128.93	
	US TREASURY N/B 8.875%	12,760,000	16,375,665.68	
	US TREASURY N/B 8.125%	3,150,000	4,028,800.79	
	US TREASURY N/B 8.75%	3,930,000	5,348,484.37	
	US TREASURY N/B 8.75%	600,000	816,562.50	
	US TREASURY N/B 6.5%	470,000	667,253.12	
	US TREASURY N/B 6.125%	40,000	56,056.25	
	US TREASURY N/B 5.25%	750,000	988,125.00	
	US TREASURY N/B 5.25%	900,000	1,185,750.00	
	US TREASURY N/B 5.25%	300,000	395,250.00	
	US TREASURY N/B 6.25%	10,730,000	15,659,093.75	
	US TREASURY N/B 6.25%	1,360,000	1,984,750.00	
	US TREASURY N/B 5.375%	1,860,000	2,527,275.00	
	US TREASURY N/B 5.375%	500,000	679,375.00	
	US TREASURY N/B 4.5%	1,100,000	1,402,500.00	
	US TREASURY N/B 4.5%	250,000	318,750.00	
	US TREASURY N/B 4.5%	760,000	969,296.87	
	US TREASURY N/B 4.25%	850,000	1,051,609.37	
小計		74,780,000	90,637,977.62	
			(10,814,923,489)	
イギリスポンド	TREASURY 8%	2,160,000	2,967,829.20	
	TREASURY 8%	300,000	412,198.50	
	TREASURY 8%	130,000	178,619.35	
	TREASURY 8%	20,000	27,479.90	

	TREASURY 4.75%	7,920,000	10,403,236.80	
	TREASURY 4.75%	160,000	210,166.40	
	TREASURY 4.75%	240,000	315,249.60	
	TREASURY 4.75%	60,000	78,812.40	
小計		10,990,000	14,593,592.15	
			(2,653,115,052)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 1.625%	1,480,000	1,475,974.40	
小計		1,480,000	1,475,974.40	
			(132,793,416)	
マレーシアリンギット	MALAYSIAN GOV'T 4.262%	5,100,000	5,172,114.00	
小計		5,100,000	5,172,114.00	
			(172,696,886)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	9,000,000	10,881,900.00	
小計		9,000,000	10,881,900.00	
			(157,461,093)	
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 1.75%	11,600,000	12,886,788.00	
小計		11,600,000	12,886,788.00	
			(233,250,862)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 8.5%	19,530,000	21,734,937.00	
	MEXICAN BONOS 8.5%	10,100,000	12,095,760.00	
	MEXICAN BONOS 8.5%	7,760,000	9,293,376.00	
	MEXICAN BONOS 8.5%	1,240,000	1,485,024.00	
小計		38,630,000	44,609,097.00	
			(346,612,683)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 5.5%	4,400,000	4,994,000.00	
	POLAND GOVT BOND 5.25%	3,190,000	3,694,020.00	
	POLAND GOVT BOND 5.25%	260,000	301,080.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75%	1,500,000	1,964,700.00	
小計		9,350,000	10,953,800.00	
			(366,185,534)	
南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 8%	1,100,000	1,118,920.00	
	REP SOUTH AFRICA 8%	5,000,000	5,086,000.00	
	REP SOUTH AFRICA 7%	3,600,000	3,110,400.00	
	REP SOUTH AFRICA 7%	40,000	34,560.00	
	REP SOUTH AFRICA 8.5%	7,290,000	7,065,468.00	
	REP SOUTH AFRICA 8.5%	1,000,000	969,200.00	
小計		18,030,000	17,384,548.00	
			(172,802,407)	
ユーロ	BTPS 3.75%	2,780,000	2,876,243.60	

	BTPS 4.75%	6,000,000	6,376,200.00	
	BTPS 4.75%	1,140,000	1,211,478.00	
	BTPS 4.75%	2,120,000	2,311,012.00	
	DEUTSCHLAND REP 5.5%	3,900,000	6,520,800.00	
	ITALY GOV'T INT 5.75%	4,280,000	4,522,162.40	
	BTPS 9%	5,340,000	8,359,770.00	
	BTPS 5%	2,810,000	3,828,625.00	
	BTPS 5%	200,000	272,500.00	
	BTPS 5%	850,000	1,158,125.00	
	FRANCE O.A.T. 5.5%	4,810,000	7,544,485.00	
	NETHERLANDS GOVT 3.5%	1,770,000	2,074,263.00	
	NETHERLANDS GOVT 3.5%	900,000	1,054,710.00	
	NETHERLANDS GOVT 3.5%	1,330,000	1,558,627.00	
	NETHERLANDS GOVT 3.25%	7,410,000	8,749,728.00	
	SPANISH GOV'T 5.5%	3,850,000	4,305,840.00	
	SPANISH GOV'T 5.5%	1,890,000	2,113,776.00	
	SPANISH GOV'T 5.5%	790,000	883,536.00	
	SPANISH GOV'T 5.5%	2,120,000	2,371,008.00	
	SPANISH GOV'T 5.5%	990,000	1,107,216.00	
	SPANISH GOV'T 5.5%	340,000	380,256.00	
	SPANISH GOV'T 6%	1,430,000	2,075,073.00	
	SPANISH GOV'T 6%	2,920,000	4,237,212.00	
	BELGIAN 4.5%	50,000	68,245.00	
	BELGIAN 0304 5%	2,610,000	4,216,272.30	
	BELGIAN 0304 5%	420,000	678,480.60	
	BELGIAN 0331 3.75%	600,000	895,800.00	
	REP OF AUSTRIA 3.9%	740,000	880,992.20	
	REP OF AUSTRIA 3.9%	1,200,000	1,428,636.00	
	REP OF AUSTRIA 3.9%	1,370,000	1,631,026.10	
	REP OF AUSTRIA 4.85%	1,380,000	1,966,500.00	
	REP OF AUSTRIA 4.85%	2,600,000	3,705,000.00	
	REP OF AUSTRIA 4.85%	20,000	28,500.00	
	IRISH GOVT 5.4%	2,580,000	3,579,234.00	
	IRISH GOVT 5.4%	200,000	277,460.00	
	IRISH GOVT 2.4%	400,000	447,240.00	
	REP OF POLAND 3.375%	1,500,000	1,813,500.00	
	REP OF POLAND 3.375%	900,000	1,088,100.00	
小計		76,540,000	98,597,632.20	
			(13,322,512,062)	
国債証券計			28,372,353,484	
			(28,372,353,484)	
地方債証券				
米ドル	ONTARIO PROVINCE 4%	3,300,000	3,613,005.00	
小計		3,300,000	3,613,005.00	
			(431,103,756)	

カナダドル	QUEBEC PROVINCE 4.25%	3,280,000	3,735,592.00	
	QUEBEC PROVINCE 6.25%	2,200,000	3,116,124.00	
	QUEBEC PROVINCE 6.25%	120,000	169,970.40	
	QUEBEC PROVINCE 5.75%	400,000	555,660.00	
小計		6,000,000	7,577,346.40	
			(750,460,387)	
地方債証券計			1,181,564,143	
			(1,181,564,143)	
特殊債券				
米ドル	CAISSE AMORT DET 1.375%	3,900,000	3,921,450.00	
	NED WATERSCHAPBK 1.875%	5,000,000	5,002,500.00	
	BK NED GEMEENTEN 4.375%	1,800,000	2,030,400.00	
	CAISSE AMORT DET 3.375%	3,500,000	3,750,250.00	
小計		14,200,000	14,704,600.00	
			(1,754,552,872)	
オーストラリアドル	QUEENSLAND TREAS 4.25%	80,000	85,536.00	
	BK NED GEMEENTEN 5.25%	800,000	903,280.00	
	EUROPEAN INVT BK 6.25%	1,310,000	1,541,673.50	
小計		2,190,000	2,530,489.50	
			(240,269,978)	
ノルウェークローネ	EUROPEAN INVT BK 3%	5,600,000	5,915,840.00	
小計		5,600,000	5,915,840.00	
			(94,890,073)	
特殊債券計			2,089,712,923	
			(2,089,712,923)	
社債券				
米ドル	DEXIA CRED SA NY 2.25%	6,150,000	6,258,855.00	
小計		6,150,000	6,258,855.00	
			(746,806,578)	
社債券計			746,806,578	
			(746,806,578)	
合計			32,390,437,128	
			(32,390,437,128)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
（注２）合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
（注３）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
（注４）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券20銘柄	100.0%	33.4%
	地方債証券１銘柄	100.0%	1.3%

	特殊債券４銘柄	100.0%	5.4%
	社債券１銘柄	100.0%	2.3%
カナダドル	地方債証券３銘柄	100.0%	2.3%
オーストラリアドル	特殊債券３銘柄	100.0%	0.8%
イギリスポンド	国債証券２銘柄	100.0%	8.2%
シンガポールドル	国債証券１銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリンギット	国債証券１銘柄	100.0%	0.5%
スウェーデンクローナ	国債証券１銘柄	100.0%	0.5%
ノルウェークローネ	特殊債券１銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券１銘柄	100.0%	0.7%
メキシコペソ	国債証券２銘柄	100.0%	1.1%
ポーランドズロチ	国債証券３銘柄	100.0%	1.1%
南アフリカランド	国債証券３銘柄	100.0%	0.6%
ユーロ	国債証券20銘柄	100.0%	41.1%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】
（平成27年5月29日現在）

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	21,716,577,714円
Ⅱ　負債総額	42,534,802円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	21,674,042,912円
Ⅳ　発行済口数	21,020,942,945口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0311円
（1万口当たり純資産額）	（10,311円）

（参考）
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド
純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	43,228,357,025円
Ⅱ　負債総額	9,312,281,246円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	33,916,075,779円
Ⅳ　発行済口数	14,386,274,392口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3575円
（1万口当たり純資産額）	（23,575円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：　10億円

会社が発行する株式総数：　33,220株

発行済株式総数：　18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年5月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種　類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	142　本	946,724,787,086　円
単位型株式投資信託	4　本	9,301,838,554　円
合　計	146　本	956,026,625,640　円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,085,650	8,891,362
前払費用	101,153	88,667
未収入金	3,012	1,188
未収委託者報酬	824,141	872,124
未収運用受託報酬	147,074	136,002
未収投資助言報酬	217,338	224,622
その他	991	516
流動資産合計	9,379,363	10,214,483
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 84,549	※1 78,235
器具備品	※1 100,559	※1 86,756
有形固定資産合計	185,108	164,992
無形固定資産		
ソフトウェア	48,708	45,875
電話加入権	6,662	6,662
その他	257	174
無形固定資産合計	55,628	52,711
投資その他の資産		
投資有価証券	200	386
長期差入保証金	96,907	96,907
長期前払費用	30	799
前払年金費用	-	11,517
投資その他の資産合計	97,137	109,610
固定資産合計	337,875	327,314
資産合計	9,717,238	10,541,798

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	23,796	41,277
未払金	603,836	588,289
未払収益分配金	121	118
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	337,275	351,231
その他未払金	259,123	229,623
未払費用	17,762	19,574
未払法人税等	57,049	70,786
未払消費税等	60,062	150,196
賞与引当金	51,446	60,075
流動負債合計	813,953	930,198
固定負債		
退職給付引当金	47,801	-
繰延税金負債	0	11,290
資産除去債務	27,735	28,100
固定負債合計	75,537	39,390
負債合計	889,491	969,589
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,137,921	1,882,406
利益剰余金合計	4,312,963	5,057,448
株主資本合計	8,827,746	9,572,231
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	△ 23
評価・換算差額等合計	0	△ 23
純資産合計	8,827,746	9,572,208
負債・純資産合計	9,717,238	10,541,798

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）	当事業年度 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	4,149,012	5,175,093
受入手数料	11,000	9,348
運用受託報酬	1,371,391	1,456,016
投資助言報酬	411,659	412,351
営業収益合計	5,943,063	7,052,810
営業費用		
支払手数料	1,842,089	2,397,134
広告宣伝費	17,865	22,821
公告費	161	288
調査費	1,236,192	1,248,205
調査費	360,775	366,281
委託調査費	875,417	881,923
委託計算費	292,437	311,665
営業雑経費	106,361	93,202
通信費	17,043	14,531
印刷費	79,080	68,243
協会費	7,057	7,253
諸会費	2,989	3,164
営業雑費	190	9
営業費用合計	3,495,108	4,073,318
一般管理費		
給料	1,173,694	1,175,647
役員報酬	55,993	53,295
給料・手当	950,974	992,115
賞与	166,726	130,236
その他報酬	1,551	1,117
賞与引当金繰入	51,446	60,075
福利厚生費	205,022	204,436
交際費	1,176	611
寄付金	200	200
旅費交通費	25,398	30,564
租税公課	22,977	25,456
不動産賃借料	85,159	110,515
退職給付費用	14,537	7,316
固定資産減価償却費	60,202	50,850
諸経費	146,367	168,133
一般管理費合計	1,787,733	1,834,926
営業利益	660,222	1,144,566

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）	当事業年度 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）
営業外収益		
受取利息	2,661	2,360
受取配当金	-	11
投資有価証券売却益	-	1
償還金等時効完成分	42	34
保険契約返戻金・配当金	※1 1,269	※1 1,130
為替差益	-	363
雑益	541	575
営業外収益合計	4,515	4,477
営業外費用		
為替差損	61	-
雑損	-	254
営業外費用合計	61	254
経常利益	664,675	1,148,789
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	※2 190	※2 2,277
特別損失合計	190	2,277
税引前当期純利益	664,484	1,146,512
法人税、住民税及び事業税	47,525	82,312
法人税等調整額	-	11,290
法人税等合計	47,525	93,602
当期純利益	616,959	1,052,910

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	520,962	3,696,003	8,210,787
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益			616,959	616,959	616,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	616,959	616,959	616,959
当期末残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	-	8,210,787
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			616,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	616,959
当期末残高	0	0	8,827,746

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				

当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746
当期変動額					
剰余金の配当			△308,424	△308,424	△308,424
当期純利益			1,052,910	1,052,910	1,052,910
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	744,485	744,485	744,485
当期末残高	83,040	3,092,001	1,882,406	5,057,448	9,572,231

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	0	0	8,827,746
当期変動額			
剰余金の配当			△308,447
当期純利益			1,052,910
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23	△23	△23
当期変動額合計	△23	△23	744,461
当期末残高	△23	△23	9,572,208

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却方法
(1) 有形固定資産
定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　8年～18年
器具備品　3年～20年
(2) 無形固定資産
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
建物	7,366千円	13,680千円
器具備品	220,998千円	229,540千円

（損益計算書関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）	当事業年度 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）
保険契約返戻金・配当金	1,269千円	1,130千円

※2 前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）
固定資産除却損の内容は、主にソフトウェア190千円であります。

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）
固定資産除却損の内容は、主にソフトウェア1,736千円、器具備品466千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2.自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4.配当に関する事項
(1) 配当金支払額
該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2.自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4.配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	863,135,900円	45,700円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月30日

（リース取引関係）
該当事項はありません。

（金融商品関係）
1.金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。
（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制
営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。
営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、１年以内の支払期日です。

2.金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度　（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	8,085,650	8,085,650	-
（2）未収委託者報酬	824,141	824,141	-
（3）未収運用受託報酬	147,074	147,074	-
（4）未収投資助言報酬	217,338	217,338	-
（5）投資有価証券			
その他有価証券	200	200	-
（6）長期差入保証金	96,907	85,233	△11,673
資産計	9,371,312	9,359,639	△11,673
（1）未払手数料	337,275	337,275	-
（2）その他未払金	259,123	259,123	-
負債計	596,399	596,399	-

当事業年度　（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	8,891,362	8,891,362	-
（2）未収委託者報酬	872,124	872,124	-
（3）未収運用受託報酬	136,002	136,002	-
（4）未収投資助言報酬	224,622	224,622	-
（5）投資有価証券			
その他有価証券	386	386	-
（6）長期差入保証金	96,907	90,238	△6,668
資産計	10,221,404	10,214,735	△6,668
（1）未払手数料	351,231	351,231	-
（2）その他未払金	229,623	229,623	-
負債計	580,855	580,855	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

（6）長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（1）未払手数料、（2）その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度　（平成26年3月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 １０年以内 （千円）	１０年超 （千円）
現金・預金	8,084,873	-	-	-
未収委託者報酬	824,141	-	-	-
未収運用受託報酬	147,074	-	-	-
未収投資助言報酬	217,338	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	100	-	-
長期差入保証金	-	-	-	96,907
合計	9,273,427	100	-	96,907

当事業年度　（平成27年3月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 １０年以内 （千円）	１０年超 （千円）
現金・預金	8,890,928	-	-	-
未収委託者報酬	872,124	-	-	-
未収運用受託報酬	136,002	-	-	-
未収投資助言報酬	224,622	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	386	-	-
長期差入保証金	-	-	-	96,907
合計	10,123,677	386	-	96,907

（有価証券関係）

1.その他有価証券

前事業年度　（平成26年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	200	200	0
小計	200	200	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-

合計	200	200	0

当事業年度　（平成27年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	100	100	0
小計	100	100	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	286	309	△23
小計	286	309	△23
合計	386	409	△23

2.当事業年度中に売却したその他有価証券

(円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	101,920	1,920	-

3.減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）
前事業年度（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度
(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	84,636	千円
退職給付費用	14,537	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△51,371	〃
退職給付引当金の期末残高	47,801	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	440,436	千円
年金資産	△392,907	〃
	47,258	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	〃
退職給付引当金	47,801	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　14,537　　千円

当事業年度（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度
(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	47,801	千円
退職給付費用	7,316	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△66,636	〃
前払年金費用の期末残高	△11,517	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	490,985	千円
年金資産	△502,776	〃
	△11,790	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△11,517	〃
前払年金費用	△11,517	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△11,517	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	7,316	千円

（ストック・オプション等関係）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度（平成26年3月31日）		当事業年度（平成27年3月31日）	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	488,264	千円	176,300	千円
税務上の繰延資産償却超過額	30,791	〃	15,376	〃
賞与引当金繰入限度超過額	18,335	〃	19,884	〃
退職給付引当金繰入限度超過額	17,036	〃	-	〃
その他	26,327	〃	23,353	〃
繰延税金資産小計	580,755	〃	234,915	〃
評価性引当額	△571,781	〃	△234,915	〃
繰延税金資産合計	8,974	〃	0	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	△0	〃	-	〃
資産除去費用	△8,974	〃	△7,565	〃
前払年金費用	-	〃	△3,724	〃
繰延税金負債合計	△8,974	〃	△11,290	〃
繰延税金負債の純額	△0	〃	△11,290	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （平成26年3月31日）		当事業年度 （平成27年3月31日）	
法定実効税率	38.01	%	35.64	%
（調整）				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07	〃	0.01	〃
評価性引当額の増減	△31.25	〃	△27.58	〃
住民税均等割	0.35	〃	0.20	〃
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	-	〃	△0.10	〃
その他	△0.03	〃	△0.01	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.15	%	8.16	%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.34%となります。この税率変更により繰延税金負債は1,136千円減少し、法人税等調整額は1,136千円減少しております。

（企業結合等関係）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
(1)当該資産除去債務の概要
本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（１５年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）		当事業年度 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	
期首残高	27,376	千円	27,735	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	〃	-	〃
時の経過による調整額	359	〃	364	〃
資産除去債務の履行による減少額	-	〃	-	〃
期末残高	27,735	千円	28,100	千円

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）
1.製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	4,149,012	11,000	1,371,391	411,659	5,943,063

2.地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託（運用業務）	投資信託（販売業務）	投資顧問（投資一任）	投資顧問（投資助言）	合計
外部顧客への売上高	5,175,093	9,348	1,456,016	412,351	7,052,810

2.地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	260,000	生命保険業	（被所有）直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	390,411	未収投資助言報酬	205,397

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	260,000	生命保険業	（被所有）直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	380,457	未収投資助言報酬	207,235

取引条件ないし取引条件の決定方針等

①投資助言報酬については、契約に基づき決定しております。

（注）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）	当事業年度 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	467,398円04銭	506,814円66銭
1株当たり当期純利益金額	32,665円81銭	55,747円86銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	8,827,746	9,572,208
普通株式に係る純資産額（千円）	8,827,746	9,572,208
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）	当事業年度 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）
当期純利益（千円）	616,959	1,052,910
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	616,959	1,052,910
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

（平成27年３月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

（平成27年３月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
株式会社愛知銀行※	18,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北日本銀行	7,761	
株式会社京都銀行	42,103	
株式会社東邦銀行※	23,519	
株式会社南都銀行	29,249	
株式会社北洋銀行	121,101	
株式会社四国銀行	25,000	
株式会社但馬銀行	5,481	
全国信用協同組合連合会	※1、※2　53,855	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
髙木証券株式会社	11,069	
野村證券株式会社	10,000	

※　現在、新規募集の取扱いを行っておりません。
※1　全国信用協同組合連合会の資本金の額は「出資金」の総額です。
※2　平成26年9月30日現在のものです。

２【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

（A）名称　：　日本マスタートラスト信託銀行株式会社

（B）資本金の額　：　平成27年３月31日現在、10,000百万円

（C）事業の内容　：　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本関係

該当ありません。

第３【参考情報】

委託会社は、当特定期間において、次の書類を提出しております。

(1)有価証券届出書	平成27年2月6日
(2)有価証券報告書	平成27年2月6日
(3)臨時報告書	平成26年11月18日、平成26年12月17日、 平成27年1月20日、平成27年2月17日、 平成27年3月18日、平成27年4月20日

独立監査人の監査報告書

平成27年６月30日

明治安田アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　壁　谷　惠　嗣　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　蓑　輪　康　喜　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成27年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月２５日

明治安田アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　壁　谷　惠　嗣　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　蓑　輪　康　喜　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田外国債券オープン（毎月分配型）の平成２６年１１月８日から平成２７年５月７日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田外国債券オープン（毎月分配型）の平成２７年５月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。